３輪以上で乗員が車室内に備えられた座席に座る構造を備えたものは「自動車」として認識されていますが、法規上はオートバイや無限軌道によって走行する車両も自動車として定義されています。一方、排気量が５０ｃｃ以下の車両や架線を用いるトロリーバスは法規上の自動車に含まれません。